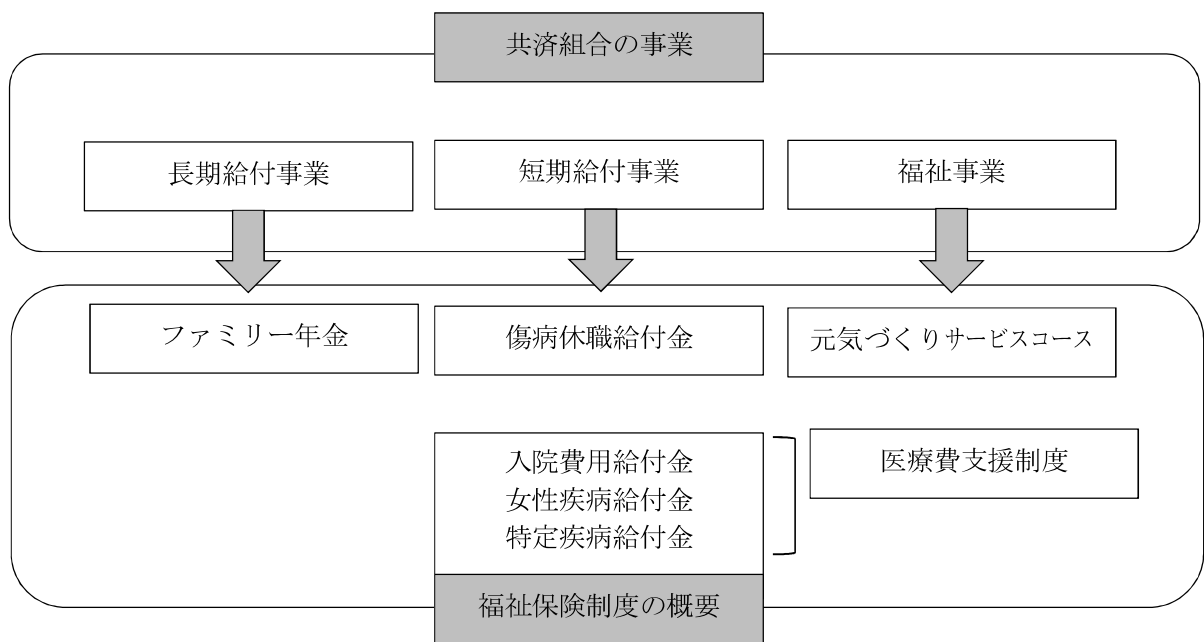


福祉保険制度

組合員が任意で加入する福祉保険制度は、長期給付事業（遺族共済年金）を補完する「ファミリー年金」と短期給付事業（公的医療制度）を補完する「傷病休職給付金」、「医療費支援制度」から成り立っています。

加入・更更新続の案内書を、例年6月頃、所属所を通して組合員に配布しますので、加入条件、制度の内容等については、案内書をご覧ください。



ファミリー年金

組合員が万一死亡した（死亡・高度障害）合、退職共済年金の約 $\frac{1}{4}$ 相当額を給付し、遺族の生活を支援します。遺族は、遺族共済年金（退職共済年金の約 $\frac{3}{4}$ 相当額）と合わせて、退職共済年金と同水準の年金を受け取ることができます。

また、残された子供の教育費等を確保するための「遺児育英給付金」、配偶者に万一のこと（死亡・高度障害）があったときに保障する「配偶者コース」、医療費支援制度と併せて、死亡・高度障害時に3万円を給付する「死亡給付金」もあります。

傷病休職給付金

90日を超えて病気やけが（所定の精神障害を含む。）で働けなくなった場合、最長3年、各年代に応じた保険金額（月額最高5万円、7万円、8万円）を支給します。

医療費支援制度

1 入院費用給付金

病気やけがで入院した際の医療費の自己負担上限額（1月につき2万5千円）及び入院に伴う諸雑費相当額（1回の入院につき3万円）を給付します。

2 女性疾病給付金

女性疾病（子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症等）により入院したとき、又は手術を受けたとき、入院保険金（1日につき5,000円）や手術保険金（1回の手術につき種類に応じて5万円、10万円、20万円）を支給します。

3 特定疾病給付金

所定のがんと診断確定されたとき、または、急性心筋梗塞、脳卒中を発病して所定の状態となったとき、若しくは、所定の手術を受けられたとき、長期にわたる療養費、リハビリのための費用等、闘病生活を支援することを目的として、2年間給付金を支給します。給付金月額約5万円、10万円、15万円の加入プランがあります。

元気づくりサービスコース

組合員及びその家族が健康の重要性に気づき、毎日の生活の中で元気づくりを継続していくことを支援するため、WEBサービス等による健康分析、健康情報誌の提供、電話健康相談等の年間を通した各種サービスを提供します。

保障期間等

1年間（毎年11月1日から翌年の10月31日まで）で、以後、毎年更新します。更新時に特に申出のない限り自動的に更新されます。更新時以外の任意脱退はできませんので、ご注意ください。

また、保険料は、上期（11月～4月分）は10月、下期（5月～10月分）は4月に加入者が指定した口座から引き落とします。

問い合わせ先

◎ 制度内容全般 に関するお問い合わせ	共済組合福祉保険制度担当 フリーダイヤル 0120-778-599 照会受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く） 午前10時～午後4時
◎ 給付金（保険金）請求 に関するお問い合わせ	福祉保険制度請求相談センター フリーダイヤル 0120-660-998 照会受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く） 午前10時～午後4時
◎ 元気づくりサービスコース に関するお問い合わせ	元気づくりサービスコース事務局 フリーダイヤル 0120-660-998 照会受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く） 午前10時～午後4時

アイリスプラン

組合員が任意で加入するアイリスプランは、国立、公立及び私立学校の教職員の生涯生活設計支援のため、財団法人教職員生涯福祉財団を軸に、教職員の自助努力による経済生活支援事業として実施しています。

アイリスプランには、「年金コース」、「医療・日常事故コース」（旧医療・傷害補償コース）の二つのコースがあります。

加入資料請求の案内書を、例年9月頃、所属所を通して組合員に配布しますので、加入条件、制度の内容等については、案内書をご覧ください。

年金コース

退職共済年金は、本来65歳から支給されますが、60歳から65歳に達するまでの間は、「特別支給の退職共済年金」が支給されます。

この「特別支給の退職共済年金」の支給開始年齢は、法改正により、平成13年度から段階的に引き上げられており、昭和36年4月2日以降生まれの方は、「特別支給の退職共済年金」は支給されません。

年金コースは、在職中から積立を開始して、60歳から65歳に達するまでの5年間にわたり、支給されなくなる「特別支給の退職共済年金」相当額を補うことを目的とした年金制度です。将来受け取る積立金（年金）の額は、掛金（口数）の増減により毎年見直すことができます。

（財）教職員生涯福祉財団のホームページ（アドレス：<http://www.kyosyokuinzaidan.jp>）では、将来受け取る積立金や必要掛金額を試算することができますので、ご利用ください。

医療・日常事故コース

○ 医療入院コース

病気やケガにより入院した場合は、1泊2日の入院から給付金を支給する基本部分に、先進医療・手術・退院・ガン診断・生活習慣病・女性特定疾病の6つの保障を特約として付加することができます。契約内容は毎年見直すことができます。

各契約の保障内容は次の表のとおりです。

給付事由		1口あたりの給付額
基本部分	入院 (1日につき)	病気やケガにより1泊2日以上入院をしたとき 初日から1,000円 （注）1入院につき年間180日まで保障
		ガン（上皮内ガンを含む）により1泊2日以上入院をしたとき 初日から2,000円 （注）入院日数無制限で保障
	長期入院	病気やケガにより180日以上継続して入院したとき 一時金 3万円

給付事由		1口あたりの給付額
特約部分	先進医療	所定の先進医療を受けたとき 自己負担した技術料相当額 (注) 年間通算で最高 1,000 万円 ----- 上記の給付金が支払われるとき, 先進医療諸費用給付金として 上記給付金の 10% (上記給付金が 1 万円に満たないときは 1 万円) (注) 1 回につき最高 20 万円
	手術	所定の手術を受けたとき, 手術の種類に応じて 一時金 1 万円, 2 万円, 4 万円
	退院	20 日以上継続入院後, 退院したとき 一時金 1 万円
	ガン診断	初めてガンと診断されたとき 一時金 20 万円
	生活習慣病 (1日につき)	所定の生活習慣病により 1 泊 2 日以上入院をしたとき 初日から 1,000 円 (注) 1 入院につき年間 180 日まで保障
	女性特定疾病 (1日につき)	所定の女性特定疾病により 1 泊 2 日以上入院をしたとき 初日から 1,000 円 (注) 1 入院につき年間 180 日まで保障

○ 日常事故補償コース

日常生活で起こるほとんどすべてのケガに対して給付金を支給する制度で, 特に交通災害による傷害を厚く補償します。

また, 組合員本人の契約には, 個人賠償責任補償 (日本国内において生じた事故 (自動車事故等を除く。)) により, 法律上の損害賠償責任を負担したことによって被った損害の補償) が自動付帯され, 家族の損害賠償責任も補償します。

各契約の補償内容は次の表のとおりです。

給付事由	1口あたりの給付額	
	交通災害補償	一般傷害補償
死亡	140 万円	40 万円
後遺障害	障害の程度に応じて 4 万円～140 万円	障害の程度に応じて 16 万 8,000 円～40 万円
入院 (1日につき)	300 円 (1～4 日) 1,800 円 (5～180 日) 1,500 円 (181～184 日)	300 円 (1～180 日)
手術	手術の種類に応じて 1,500 円, 6,000 円, 12,000 円	手術の種類に応じて 1,500 円, 6,000 円, 12,000 円
通院 (1日につき)	1,000 円 (90 日限度)	200 円 (90 日限度)
自宅治療 (1日につき)	750 円 (90 日限度)	—
個人賠償	最高 1,000 万円 (2 口以下加入者) 最高 1 億円 (3 口以上加入者)	

(注) 最高 10 口まで加入できます。

介護保障コース

病気やケガにより所定の要介護状態になったとき（公的介護保険要介護2程度以上の状態が90日を超えて継続したとき）に、年齢に関係なく、介護生活の初期費用として介護一時金（50万円）を、また介護生活の日常費用として介護継続給付金（月額1万円～5万円で、受取期間は5年給付タイプ又は終身給付タイプを選択）を給付します。

要介護状態にならずに死亡又は高度障害になったときは、死亡・高度障害一時金（50万円）を給付します。

その他、ケアマネジメントサービス（要介護認定申請手続きの代行、各種居宅サービス事業者等との連絡・調整）や電話相談サービスなどの介護サービスを利用することができます。

※ 介護保障コースは平成22年4月以降の新規募集を停止しています。

問い合わせ先

<p>◎ 資料請求，年金コースの試算 （注）資料請求は加入募集期間のみ</p>	<p>（財）教職員生涯福祉財団ホームページアドレス http://www.kyosyokuinzaidan.jp</p>
<p>◎ 年金コース及び医療・日常事故コースに関するお問い合わせ</p>	<p>（財）教職員生涯福祉財団サービスセンター フリーダイヤル 0120-491-294 照会受付時間：月～金（祝日を除く） 午前10時～午後5時</p>
<p>◎ 介護保障コースに関するお問い合わせ</p>	<p>（財）教職員生涯福祉財団サービスセンター内 株式会社一ツ橋サービス フリーダイヤル 0120-878-626 照会受付時間：月～金（祝日を除く） 午前10時～午後5時</p>

県教育委員会の福利厚生事業

教職員相談事業

教職員の日常生活における様々な問題について、親身になって相談に応じ、適切な助言や指導を行うことにより、職務に専念できるようにするため、教職員相談室を設置しています。

【教職員よろず相談】

職場、家庭の問題などの悩み、不安に対して相談に応じています。

場 所：県立図書館 2F 教職員相談室

日 時：(教職員相談員) 水～土曜日 午前9時30分～午後8時

日曜日、火曜日、祝日 午前9時30分～17時

(図書館休館日を除く。)

方 法：面接, 電話, 文書, 電子メール(soudan01@pref.kagoshima.lg.jp)

TEL 099-224-6248

【メンタルヘルス相談】

こころの健康についての相談に応じています。

○ 県精神保健福祉センター

日 時：(面接) 月曜日(再来) 午前9時～午前11時

木曜日(新規:要予約) 午前9時～午前11時

(電話) 月～金曜日 午前8時30分～午後5時

TEL 099-218-4755

○ 県立始良病院

日 時：(面接) 月～金曜日 午後1時～午後5時(要予約)

(電話) 月～金曜日 午前9時～午後5時

TEL 0995-65-3138

財形貯蓄事業

教職員の貯蓄を援助し、豊かで安定した生活の実現を助成するため行っています。

教育界永年勤続者表彰

永年にわたり本県の教育振興に寄与された教職員に感謝の意を表すため実施しています。

